I. 中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しの当初案整理表

	法人名	年金積立金管理道	重用独立行政法人		府省名	厚生労働省			
		【昭和 36 年 11 月 25 日】 年金福祉事業団 設立							
	沿革	【平成 13 年 4 月 1 日】 年金資金運用基金 設立							
		【平成 18 年 4 月 1	日】 年金科	責立金管理運用独立行	可政法人 設立				
中	期目標期間	第1期:平成18年	4月~平成22年3	月 第2期:平成	22 年 4 月~平成 2	7年3月			
役員	数及び職員数	役員	数(うち、監事の人	、数)		職員の実員数			
(平成	26年1月1日現在)	法定数	常勤の実員数	非常勤の実員数	常勤職員	Į	非常勤職員		
※括弧書きで	・監事の数を記載 。	4人(2人)	3人(1人)	1人(1人)		72 人	3 人		
役員数は監	事を含めた数字を記載。	47 (27)	37 (17)			12 人	3 7		
	年 度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成27年度(要求)		
国からの財	一般会計	_	_	_	_	_	_		
政支出額の	特別会計	_	_	_	_	_	_		
推移	計	_		_	_	_	_		
	うち運営費交付金	_	_	_	_	_	_		
(単位:百万円)	うち施設整備費等補助金	_		_	_	_	_		
	うちその他の補助金等	_	_	_	_	_	_		
	うち政府出資金	_	_	_	_	_	_		
支出予算額の	推移(単位:百万円)	31, 368, 477	17, 572, 572	21, 306, 283	29, 514, 216	33, 524, 576	_		
和益剰余金(又)	は繰越欠損金)の推移	698, 874	3, 143, 382	13, 712, 581	21, 794, 805				
(単位:百万円)	発生要因	〇 当法人は、年金	全積立金管理運用独 定	立行政法人法第3条の	の規定により、厚生	労働大臣から寄託され	ルた積立金の管理及び		
		運用を行うとともに、その収益(利益剰余金)を国庫に納付することにより、厚生年金保険事業及び国民年金事業の運営							
		の安定に資するこ	ことを目的としてい	る。					
〇 年金特別会計の資金繰りに余裕がある場合には、仮に収益を年金特別会計に国庫納付したとしても、当年度の						も、当年度の剰余金			
		として再度当法人に寄託されることとなり、運用上非効率となる。そのため、年金積立金管理運用独立行政法人法領							
		 25 条第4項の規定により、年金特別会計の資金繰りなどを考慮して、利益のうち一定額については国庫納付額か							
		除するとされており、国庫納付に充てなかった部分については引き続き市場で運用している。							
除することれてあり、国連権当日に元となかりに部分にした									
		〇 当法人が行う名		 用は長期的な観占か	 ら安全かつ効率的/	 こ行うものとされており	カー引き続き 法令に		
	プロ OF 3日		. — — — — — —	きるよう行うことと		C11 > 00> C C40 C 83			
			エピネルノことがで						

運営費交付金債務残高 (単位: 百万円)	_	_	_	_		
行政サービス実施コストの推移 (単位:百万円)	328, 154	△2, 584, 329	△11, 198, 258	△10, 193, 833	(見込み) △4, 153, 619	(見込み) —
コスト削減の見込み額	_					
中期目標の達成状況	〇 一般管理費に	ついては、中期目標:	期間の最終年度におし	ハて、平成 21 年度と	比較して 15%を節減	した予算(退職手当、
(業務運営の効率化に関する事項)	事務所移転経費為	及び資金運用の見直	しのための高度で専	門的な人材の確保そ	の他の「独立行政法人	改革等に関する基本
(平成 25 年度実績)	的な方針」(平成	25年12月24日閣	議決定。以下「基本	的方針」という。)に	こ基づく施策の実施に	必要な経費を除く。)
	を作成すること。	とし、平成 25 年度 ⁻	予算額については平原	艾 21 年度予算額に比	比較して 12.0%の節減	率としたたところで
	あり、執行に当か	こっては、一般競争	入札や公募による企画	画競争を基本にしつ [・]	つ、随意契約にあって	は価格交渉を強力に
	行い、また、消却	ほ品費等の節約並び	に国家公務員に準じ	た給与減額支給措置	等を実施し、経費節源	域に努めた。
	〇 業務経費につい	ハては、中期目標期	間の最終年度におい	て、平成 21 年度と.	比較して 5%を節減し	た予算(システム開
	発費、管理運用委	≶託手数料、短期借 。	入に係る経費及び資金	を運用の見直しのたる	めの高度で専門的な人	材の確保その他の基
	本的方針に基づる	く施策の実施に必要	な経費を除く。)を作	ī成することとし、 ^Σ	平成 25 年度予算額につ	ついては平成 21 年度
					務計画の見直し等によ	- · · · · · ·
					随意契約にあっては価	格交渉を強力に行う
	ほか、国家公務員	員に準じた給与減額	支給措置等を実施し	、経費節減に努めた	0	
中期目標の達成状況	_					
(国民に対して提供するサービス						
その他の業務の質の向上に関する						
事項)(平成 25 年度実績)						
中期目標の達成状況	_					
(財務内容の改善に関する事項)						
(平成 25 年度実績)						

Ⅱ. 事務及び事業の見直しに係る当初案整理表

法人名	年金積立金管理運用独立行	年金積立金管理運用独立行政法人							
事務及び事業名	年金積立金の管理及び運用								
事務及び事業の概要 (主務省の政策体系における当該事務及び事業 の位置付けを図式化した資料を添付)		享生労働大臣から寄託された年金積立金の管理及び運用を行うとともに、その収益を年金特別会計に納付することにより、厚生年金保険事業及び国民年金事業の安定に資することを目的とした法人。							
事務及び事業に係る予算額		23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度 (要求)			
(単位:百万円)	支出予算額	17, 572, 572	21, 306, 283	29, 514, 216	33, 524, 576	_			
	国からの財政支出額	_	_	_	_	_			
事務及び事業に係る職員数	常勤	71 人	71 人	72 人	71 人	_			
各年1月1日現在。 <i>121</i> 31、26年度は4月1日現在)	非常勤	0人	1人	3 人	4 人	_			
事務及び事業の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	 ○ 基本ポートフォリオの見直し及び機動的な対応 ・ デフレからの脱却、適度なインフレ環境への移行など長期的な経済・運用環境の変化に即し、基本ポートフォリオは、平成 26 年財政検証を踏まえその見直しを実施するとともに、必要に応じて、中期目標期間中であっても機動的に行う。 ・ 従来から GPIF で実施しているリスクシナリオ等による検証について、より踏み込んだ複数のシナリオで実施するなど、リスク管理体制の一層の高度化を図る。 ・ 被用者年金一元化法の施行に伴い、モデルポートフォリオを参酌し、基本ポートフォリオを定めることとする。 ○ 専門性を活かした運用手法の見直し及び運用受託機関等の選定・管理 ・ 運用対象の多様化等については、被保険者の利益に資することを前提に、各資産の確かな収益力の向上や流通市場の整備等、市場環境の整備を十分踏まえ、年金資金運用の観点から継続的に検討を行う。 ・ 受け入れを表明した日本版スチュワードシップ・コードを踏まえた対応を通じて、被保険者のために中長期的な投資リターンの拡大を図り、年金制度の運営の安定に貢献する。 ○ 調査・分析等の拡充 								

上記措置を講ずる理由	年金積立金管理運用独立行政法人は、厚生労働大臣から寄託された積立金の管理及び運用を行うとともに、その収益を国庫に納付することにより、厚生年金保険事業及び国民年金事業の運営の安定に資することを目的としており、次期中期目標期間においても、適度なインフレ環境への移行など長期的な経済・運用環境の変化に即し、必要な取り組みを行う必要がある。具体的な取り組み内容としては、「年金財政における経済前提と積立金運用の在り方に関する専門委員会」における検討結果の報告(平成26年3月12日)、「日本再興戦略」改訂2014(平成26年6月24日閣議決定)において、所要の対応が求められていることから、上記に示した措置を行うこととしている。
行政サービス実施コストに与える影響 (改善に資する事項)	

Ⅲ. 組織の見直しに係る当初案整理表

法人名	年金積立金管理運用独立行政		府省名	厚生労働省	
日店」作日	組織体制の整備	支部・事業所等の見直し	専門人材の	確保等による職	
見直し項目			員体制の強化	化	
組織の見直しに係る具体的措置	運用委員会の機能強化	主たる事務所の所在地を引	職員数や給	:与水準の弾力化	
(又は見直しの方向性)	等、ガバナンス体制の強化	き続き東京都とし、具体的	を行うため	報酬体系の見直	
(人は先直しの方向圧)	のため所要の見直しを行	な事務所については、高度	し等所要の	対応を行い、高度	
	う。	で専門的な人材の確保等を	で専門的な	人材を確保する	
		踏まえて検討する。	など職員体制	制の強化を図る。	
	独立行政法人改革等に関す	独立行政法人改革等に関す	独立行政法	人改革等に関す	
	る基本的な方針(平成 25	る基本的な方針(平成 25	る基本的な	方針(平成 25 年	
	年 12 月 24 日閣議決定)や、	年 12 月 24 日閣議決定)や、	12 月 24 日降	閣議決定)や、「日	
	「日本再興戦略」改訂 2014	「日本再興戦略」改訂 2014	本再興戦略.	」改訂 2014 (平成	
	(平成 26 年 6 月 24 日閣議	(平成 26 年 6 月 24 日閣議	26年6月24	4日閣議決定)に	
	決定)において、ガバナン	決定)を踏まえ、今後、高		の体制強化が求	
上記措置を講ずる理由	ス体制の強化が求められて	度なリスク管理が可能とな	められてい	ることから必要	
	いることから、必要な組織	る専門的な人材の採用等を	な見直しを	行う。	
	体制の整備を行う必要があ	行っていくこととしている			
	る。	が、現在の事務所では手狭			
		な状況にあること等から移			
		転を検討するもの。			

Ⅳ. 運営の効率化に係る当初案整理表

法人名	年金積立金管理運用独立行政法。	Д.	府省名	厚生労働省	
見直し項目	業務運営体制の整備				
運営の効率化に係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	高度で専門的な人材確保ができるよう、職員数や給与水準の弾力化等を図るとともに、運用の基盤となる情報システムの整備等を行うなど、運用高度化のための基盤整備及び強化を図る。				
上記措置を講ずる理由	独立行政法人改革等に関する基本的な方針(平成 25年12月24日閣議決定)や、「年金財政における経済に関する事門委員会」におりまる事門委員会」に対しる検討を明委員会」では、26年3月12日)「日本政 26年6月24日閣議決定とがある。				

V. 財務内容の改善に係る当初案整理表

法人名	年金積立金管理運用独立行政法	人	府省名	厚生労働省	
見直し項目	随意契約の見直し				
財務内容の改善に係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	① 契約監視を 受力を 受力を を対象に をが をが をが をが をが をが をが をが をが をが				
上記措置を講ずる理由	一般競争入札等への移行を 促進し、契約に係る透明性、 公平性の確保を図る必要があ る。				

VI 前回の「勧告の方向性」における主な指摘事項の措置状況(平成 26 年8月現在)

厚生的	厚生労働省所管								
整理番号	法人名 (注1)	「勧告の方向性」における主な指摘事項	措置状況 (①措置済み、②対応中、③未措置) (注2)						
3	年金積立金管理運用(21)	運用受託機関の選定	運用受託機関構成の見直し状況は以下のとおり。 〇 外国債券パッシブ・外国株式パッシブ運用については、平成21年度に公募を実施し、平成22年度より運用を開始した。 〇 国内債券アクティブ・パッシブ運用については、平成23年度に公募を実施し、平成24年度より運用を開始した。 〇 国内株式アクティブ・パッシブ運用については、平成25年度に公募を実施し、平成25年度より運用を開始した。 1 また、運用受託機関に対する委託手数料の節減については、以下のとおり。 〇 前中期計画期間最終年度の平成21年度の管理運用委託手数料258億円に対し、平成22年度から平成25年度までの4年間における年度平均の管理運用委託手数料額は約238億円と年間約20億円の節減となっている。これは、資産の増加を要因として約10億円の増加要因があったものの、運用受託機関構成見直しを主たる要因とする見直し効果が約30億円あったことによるものである。						
		● 調査研究の推進	年金積立金の管理・運用の高度化を進めるため、大学等の研究機関と基礎的な研究を共同で実施することとした。平成2 3、24年度の2年間で長期運用を前提とした公的年金の運用の枠組みやマーケットインパクトに関する5つのテーマについて						

		共同研究を行い、研究結果については、基本ポートフォリオの策定や資金の配分・回収の際に活用している。うち4つについては、平成25年度以降も継続している。また当面の具体的な課題に対しては、外部調査機関を活用して委託調査研究を行った。平成24年度のオルタナティブ投資のスキームの調査や平成25年度の非時価総額加重インデックスの研究については、インフラ投資や国内株式のマネジャーストラクチャーの構築において実際の運用に活用することができた。
運用委員会の議事録の公表	1	運用委員会の審議の透明性を図るため、市場への影響を配慮しつつ、一定期間(7年)を経た後に議事録を公表することを 平成22年6月に決定した。
組織面の見直し	1	年金積立金の管理・運用を効率的・効果的に行うため、平成22年7月20日に、年金特別会計へのキャッシュ・アウト対応等の機能強化を目的として企画部に資金業務課を新設するととに、キャッシュ・アウトに必要となる市場動向分析機能強化を目的として調査室の体制強化(増員)を実施したが、これに合わせて、管理部門から運用部門への人員振り替えを行い、管理部門の人員を削減した。その後も、業務の繁忙等に対応して、機動的に人員配置を見直してきたところであり、平成26年7月日現在においては、常勤職員76人のうち管理部所属人員は14名となっている。また、平成22年度から25年度の間に金融機関や運用機関における実務経験等がある者を12名採用したほか、各種研修を実施し、証券アナリストを始めとした業務に関連する資格取得の推進に努めた。

(注1)「法人名」欄における括弧書きの数字は、見直し実施年度を示す。

(注2)措置状況には、具体的措置内容や措置時期を記載する。未措置の場合には、その理由を記載する。